【資料２】

北海道胆振地域公共交通活性化協議会規約

（名称）

第１条　本会は、北海道胆振地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき地域における需要に応じた地域の住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便性の増進を図るよう、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項等について協議を行うために設置する。

（事業）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（１）　地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議

（２）　地域公共交通計画の事業の実施に関する協議

（３）　前２号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

（協議会の委員）

第４条　協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

２　委員の報酬及び費用弁償に関する事項は、会長が別に定める。

（協議会の役員）

第５条　協議会に、次に掲げる役員を置く。

（１）　会長　　１名

（２）　副会長　１名

（３）　監事　　２名

２　会長は、北海道胆振総合振興局副局長をもって充てる。

３　副会長及び監事は、会長が指名する委員をもって充てる。

４　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

６　監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

７　会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

（総会）

第６条　総会は、委員をもって構成する。

２　総会は、会長が招集する。

３　総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。

（１）　協議会の規約の制定及び改廃に関する事項

（２）　地域公共交通計画の作成、変更及び事業の実施に関する事項

（３）　事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項

（４）　予算の決定及び決算の承認に関する事項

（５）　協議会の解散に関する事項

（６）　生活交通（地域住民の日常生活に必要不可欠なバス輸送サービスであって、他に代替できる公共交通機関がないものをいう。以下同じ）の確保に関する計画の策定、調整及びあり方等一般に関する事項

（７）　その他協議会の運営上必要と会長が認めた事項

４　総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、副会長がこれに当たる。

５　会長は、総会の開催の日時、場所及び総会に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

６　総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

７　総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第３項第５号に掲げる事項にあっては、委員の総数の４分の３以上で決するものとする。

８　委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事

項について、書面により議決権を行使し、又は当該委員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。

９　総会は、原則として公開とする。ただし、総会において個人情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより総会の運営に支障が生ずると会長が認めるときは、全部又は一部を公開しないこととすることができる。

10　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を聴取することができる。

11　第４項から前項までの規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により総会を招集することができないと会長が認めるときは、第３項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴する方法により総会を行うことができる。この場合において、会長が指定する期日までに書面を提出した委員の２分の１（同項第５号に掲げる事項にあっては、委員の総数の４分の３）以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。

12　前各項に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（幹事会）

第７条　協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置く。

２　幹事会は、別表に掲げる幹事をもって組織する。

３　協議会の会務を整理するため、幹事会に幹事長を置き、北海道胆振総合振興局地域創生部長をもって充てる。

４　幹事会は、総会に提案する事項その他幹事長が必要と認めた事項を協議するものとする。

５　幹事長は、幹事会を招集する。

６　幹事長は、幹事会の開催の日時、場所及び幹事会で協議する事項をあらかじめ幹事に通知しなければならない。

７　幹事会の議事は、出席した幹事の過半数で決し、可否同数の場合は、幹事長の決するところによる。

８　幹事は、やむを得ない理由により幹事会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該幹事の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該幹事は、幹事会に出席したものとみなす。

９　幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を幹事会に出席させ、意見を聴取することができる。

10　第５項から前項までの規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により幹事会を招集することができないと幹事長が認めるときは、第４項に規定する事項について書面により幹事の意見を徴する方法により幹事会を行うことができる。この場合において、幹事長が指定する期日までに書面を提出した幹事の２分の１以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって幹事会の議決があったものとみなす。

11　幹事長は、幹事会の議決があった事項を速やかに協議会に報告しなければならない。

12　前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

（分科会）

第８条　第３条各号に掲げる事業について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

２　分科会の組織、運営その他必要な事項は、前２条の規定に準じて会長が別に定める。

（地域公共交通会議）

第９条　胆振地域の市町村の区域に係る事項を協議するため、道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第９条の２に定める地域公共交通会議が設置された場合、これを協議会の分科会とする。

２　生活交通の確保に関する調整に際し、前項の地域公共交通会議の協議が調った場合は、当該地域公共交通会議の協議結果を協議会の協議結果とみなす。この場合における協議会の協議に係る権限は、地域公共交通会議に委任があったものとみなす。

（北海道生活交通確保対策協議会との関係）

第 10 条　生活交通の確保に関する計画の策定に際しては、原則として、協議会の協議結果を北海道生活交通確保対策協議会の協議結果とする。

２　協議会は、他の協議会との調整を要する事案等について北海道生活交通確保対策協議会の調整を求めることができるほか、生活交通確保の手法について助言・指導を求めることができる。

（協議結果の尊重義務）

第 11 条　委員は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならない。

（守秘義務）

第 12 条　委員並びに第６条第 10 項の規定により総会に出席した者、第７条に規定する幹事会に出席した者及び第８条に規定する分科会に出席した者は、個人情報その他協議会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（事務局）

第 13 条　協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

２　事務局は、北海道胆振総合振興局地域創生部地域政策課に置く。

３　事務局には、事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

４　事務局長は、北海道胆振総合振興局地域創生部地域政策課長をもって充てる。

５　事務局は、次に掲げる業務を行う。

（１）　総会等の運営に関する業務

（２）　協議会の経費の執行及び管理に関する業務

（３）　文書の収受、発送、編さん及び保存に関する業務

（４）　前３号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関する業務

６　前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（財務）

第 14 条　協議会の経費は、補助金、負担金、繰越金その他の収入をもって充てる。

２　協議会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

３　監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

４　前３項に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議会が解散した場合の措置）

第 15 条　協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算し、清算後は、その結果を委員であった者に対し通知するものとする。

２　協議会が解散する際に有する残余財産の処分は、解散を議決した総会の時に議決を経て、その取扱いについて決定する。

（剰余金等の処理）

第 16 条　協議会は、決算において、剰余金が生じた場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

２　協議会は、決算において、欠損金が生ずる見込みとなった場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

（事故の処理）

第 17 条　協議会は、第３条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

（委任）

第 18 条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規約は、令和 5 年 4 月 4 日から施行する。

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、令和 7 年 1 月 28 日から施行する。

この規約は、令和 7 年 6 月 3 日から施行する。

この規約は、令和 7 年 6 月 26 日から施行する。

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

【資料２】

北海道胆振地域公共交通活性化協議会　構成員

別表（第4条、第7条関係）

区分	団体名	職	備考	構成員	
				協議会	幹事会
地方公共団体	北海道胆振総合振興局	副局長		会長	
		地域創生部長		副会長	幹事長
	室蘭市	都市政策課主幹		監事	○
	苫小牧市	まちづくり推進課交通政策主幹		監事	○
	登別市	市民協働グループ 交通・市民生活主幹		○	○
	伊達市	企画課長		○	○
	豊浦町	総務課長		○	○
	壮瞥町	企画財政課長		○	○
	白老町	~~政策推進~~**企画政策**課長		○	○
	厚真町	まちづくり推進課長		○	○
	洞爺湖町	企画財政課長		○	○
	安平町	政策推進課長		○	○
	むかわ町	総合政策課主幹		○	○
公共交通事業者等	北海道旅客鉄道株式会社	総合企画本部地域交通改革部長		○	
	道南バス株式会社	営業推進室長		○	○
	あつまバス株式会社	営業部営業課長代理		○	○
	室蘭ハイヤー協同組合	理事長		○	
	苫小牧ハイヤー協会	会長		○	
	胆振西部ハイヤー協同組合	理事長		○	
道路管理者	北海道開発局室蘭開発建設部	道路計画課長		○	
	北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部	地域調整課長		○	
公安委員会・警察	北海道警察本部	交通部交通規制課長		○	
公共交通利用者	室蘭商工会議所	副会頭		○	
	苫小牧市社会福祉協議会	~~常務理事~~**総合支援室長**		○	
	北海道登別洞爺広域観光圏協議会	事務局　登別市観光経済部 観光振興グループ総括主幹		○	
	北海道高等学校PTA連合会胆振支部	支部長		○	
学識経験者	室蘭工業大学	教授		○	
	北海道地方交通運輸産業労働組合協議会室蘭地区交通運輸産業労働組合	議長		○	
北海道運輸局	室蘭運輸支局	首席運輸企画専門官		○	○